

八幡保育園運営規程

(令和6年3月16日一部改正)

(令和8年3月13日一部改正)

(事業所の名称)

第1条 社会福祉法人寿福社会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 八幡保育園

(2) 所在地 福岡県八女市平228番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 八幡保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行う事を目的とする。

2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 当園は、「八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年八女市条例第25号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条各号に掲げる小学校就学前の子どもの区分ごとに、次のように定める。

(1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 50人

(2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 25人

(3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 5人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針に基づき、以下に掲げる保育やその他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）

以下同じ。)

給付認定を受けた保護者（以下「給付認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該給付認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

（2）時間外保育

やむを得ない理由により、給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該給付認定にかかる園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において法第59条第1項に規定する時間外保育を提供する。

（3）食事の提供

1日全体を考慮した食事計画を立て、食品や調理方法に配慮した献立の作成を行い、常に園全体で食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めるものとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）園長 1名（常勤専従）

園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）主任保育士 1名（常勤専従）

主任保育士は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

（3）保育士 14名以上（常勤換算後）

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づき、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

（4）看護師 1名（常勤）

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

（5）保育補助者（子育て支援員） 1名以上（非常勤）

保育補助者は、保育士に準ずる職務に従事し、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

（6）保育支援者 1名以上（非常勤）

保育支援者は、保育士の補助業務を行う。

（7）栄養士 1名（常勤専従）

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食及び幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。

(8) 調理員 2名以上（常勤換算後）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(9) 事務職員 1名（常勤）

事務職員は、保育園の事務及び雑務を行う。

(10) 嘱託医 1名（非常勤）

嘱託医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断等を行う。

(11) 嘱託歯科医 1名（非常勤）

嘱託歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の健診等を行う。

（保育を提供する日）

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月31日から1月3日）及び祝祭日を除く。

（保育を提供する時間）

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定の保育時間は、次のとおりとし、給付認定保護者は選択することができる。

① 8時30分から16時30分までの範囲内で、給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで及び16時30分から19時30分までの範囲内で時間外保育を提供する。

② 9時00分から17時00分までの範囲内で、給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時00分まで及び17時00分から19時30分までの範囲内で時間外保育を提供する。

（利用者負担その他の費用）

第8条 当園の特定教育・保育を利用した給付認定保護者は、その給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育費用基準額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

（利用の開始に関する事項）

第9条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

（利用の終了に関する事項）

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

（1）園児が小学校に就学したとき

（2）2号認定子どもの給付認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

（3）3号認定子どもの給付認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

（4）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（緊急時における対応方法）

第11条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、八女市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待防止のための措置)

第13条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第15条 この規程に定めのないもののほか、重要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第 8 条関係）

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

項 目	対象児	目的等	金 額
制服	3 歳以上児	通園、保育行事のため	実費 6,000 円から 8,000 円
かばん			実費 2,000 円から 2,500 円
体操服	3 歳以上児	通常保育のため	実費 2,500 円から 4,000 円
帽子	全園児		実費 900 円から 1,500 円
日本スポーツ振興センター保険料	全園児	園児が保育園の管理下で「ケガ」などをした時に、給付金を支給するため	年間 250 円から 300 円程度
主食費	3 歳以上児	主食の提供に係る費用	月額 1,500 円から 2,000 円程度（補助される場合は除く。）
副食費	3 歳以上児	副食の提供に係る費用	月額 4,500 円から 5,000 円程度（副食費免除者は除く。）

2 時間外保育に係る利用者負担金

区分	延長保育時間	単位	金額
保育短時間認定	7 時 30 分～8 時 30 分	1 時間あたり	100 円
	16 時 30 分～18 時 30 分		
	18 時 30 分～19 時 30 分		
保育短時間認定	7 時 30 分～9 時 00 分		
	17 時 00 分～18 時 30 分		
	18 時 30 分～19 時 30 分		
保育標準時間認定	18 時 30 分～19 時 30 分		

※ やむを得ず延長保育時間を超えた場合は、1 時間当たり 100 円を追加徴収する。

3 当園は、1 及び 2 の費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付する。